

昭和五八年(ネ)才三、一九六〇年

控訴人 河村隆二

被控訴人 南東学院

同 岡本 正

控訴趣意書

前記事件に關する控訴趣意は左記の通りである。

昭和五九年五月二十九日

控訴人 河村隆二 (印)

東京高等裁判所第一民事部 御中

記

才一 原判決は事實の認定、判断において誤っている。

一、昭和四七年一月二二日に制定されたとする「要綱」

が、他大学に例をよない内容をもちつ意味を、それま

での全国的な大学斗争過程の把握の中であらざる

程をもちえていなく。↓ 証人、証拠を申請予定。

二、前記「要綱」の制定に至る学内状況、手続について

原判決は、学則、就業規則、労働協約との関連におい

て判断していなく。被控訴人から学則変更としての

「要綱」の認可申請を文部省に對しておこなつた事實

は立証されていなく。一方、「要綱」による認めと同時期に

学則による認めも行われてゐる矛盾にもかかわらなく、

原判決は「要綱」を学則であるとす(五一丁)が明確に
 誤りである。控訴人に訂する「要綱」の適用も同様に就
 業規則や労働協約^についての^被適用し^た相当時の被控訴人
 の態度の批判と関連しての^正正当に審理さ^られるのであ
 るが、原判決はこの点の判断を放棄している。↓証人、証拠
 三、さうに「要綱」が果して

本件の場合段階で法的に成立しえていたかに^も適用しても重
 大な疑向がある。(後述の「オニ」^{参照})

四、原判決は控訴人の授業ポイコットを正当行為といえ
 ない(五四丁、五八丁)とするが、控訴人が長期にわたる
 学生および大学当局の橋わたしの役割の中で、それそれ
 との信頼関係を構築し、さらには浮化させる媒介と
 して過渡的に選取したという背景を捨象しており、極め

(一)直後にポイコットを^{維持}している事実からも^{逆証}している

て形式的・権力的な判断である。また、この段階の
 控訴人の行為、判断に深い影響を与えている諸体験(夜
 向高校での勉強、高校、大学を通じての電^報局での^{労働}、
 昭和四六年七月の息子の急死等)との関連で^{授業}ポイコ
 ットの意味を審理しえないならば、人間の血のかよった成
 熟とは到底いえないであろう。↓控訴人本人の証言、
 陳述書をふくむ証人、証拠を申請マア定。

五、^{授業}ポイコットの一般論としても、^十直ちに否定されるべき
 対象ではなく、思想、表現の自由、基本的な抵抗権、^{シカ}
 労働組合の現状との関連で^客客的に判断されるべきであ
 り、事実としても、大学斗争の過程で多くの^国公立、私
 立の大学の教職員が、控訴人より、はるかに長期にわたる
 授業等のポイコットをおこなった、かつ、^一かなる不利益

いんも
知分をも受けていない例がある。原判決は、このような
視定をあらわしめ ^{持ちえず} 捨せ、しかもそのことに無自覚で

ある。↓証人、証拠を申請予定。

六、原判決は、ホ一、二、三次の自宅研修知人を、未だ懲
戒処分でない(五六丁)とするが、控訴人の教学権等を
うばう措置と共に明確な制裁性をもち、他大学におけ
る同様のケースについては懲戒処分として裁断双方の当
事者に了解され、その水準での裁判がおこなわれている。
従って、自宅研修知人の後に解雇するのは二重の処分であ
り、これ自体が不当であるが、後述(ホ二―四)との関連
で懲戒権の乱用、その比喩的の審理が不可欠である。↓

^被控訴人、原本をなくし証人、証拠を申請予定。

七、原判決は控訴人に対する解雇知人を有効であると
結論づけているが、前記の各項目および知人等続の違法性
からもこの結論は誤りである。この点に關しては、すでに
中央大学の横井教授(学御法)が証人等し鑑定人と
して出廷することを内諾されている。

ホ二 控訴審において原審の主張を深化させつつ、
更に次の諸点を新たに主張する。

一、「要綱」は、その「処置」の主体について、「学長代行」と
明記し、それ以外の者に権限のあることを定めた事実
は現在に至るまで存在しない。従って、「学長代行」が
消滅した昭和四七年三月初旬以降は「要綱」は判断、執行
の主体を失っているのであり、当然にこの「要綱」による
全ての文書、決定は効力を持たない。

報告書に相当する文書は、控訴人から誠意をこめて提出されたものであるから、形式からモ業務命令は付されたされてきたといえる。

構造の解明こそが本件の核心である。解雇理

由は、かりに善解しても業務命令に従わなかったこと

しかたないが、ここでも「善解」とは、自宅研修期間後に

岡本の意にそう言動をするという誓約をさせしてあり

控訴人が雇用された際の業務命令と全く無関係である

ばかりが、大学構成員のうち控訴人のみがこの業務

岡本の指示に従う必要性は存在しないのであるから

本件の業務命令違反を理由とする解雇は不当であり

かつ、~~業務命令違反を理由とする解雇は不当であり~~ なお岡本の設定し

た料亭の参加予定者の一人は、~~この前の段階で~~

岡本が知人もおこなうと、~~控訴人に思想工作をおこなう~~

すれば、控訴人の思想的不服従と教学推確認等の裁

判提訴が是の理由であることを明らかにしている。これら

の経過における岡本の言動が憲法に違反することは

いうまでもないが、~~表面に現れぬ~~ 知人内容と形態の逆転関係

の審理こそが必要なのである。↓証人、証拠を申請予定。

五、本件知人は前述の岡本の資質、存在に於ける超法

的措置と~~具体的に表面化~~しなかつた。大学構成員の

~~機嫌への~~既成事実から逆拘束される心性の双方に

よって出現せしめられている。すなわち後者について

へると、控訴人が控訴人がコトを宣言した昭和四七年

一月二十九日から昭和保声明の同年二月一日までの間、控

訴人の所属する~~工学部~~の教室員は、控訴人のボイコットが持続

するものと想定して一方的に控訴人を除外する同年四月

以降の時間割を作成し、別の担当者も内定していた。本

件の~~慣行として内定~~を~~変更~~する~~こと~~は~~非~~と~~さ~~し

(追って一覧表を提出する。)

6

送規定されて

行為に一定の反感はしていても

六二九

既成事実から控訴人の授業復帰をうけ入れたことに対する反感

加達されたといえる。このような領域についての審理も本

件の説明に不可欠である。↓証人、証拠を申請して定

今ある控訴人の所属する教室会議、教授会の議事録に

関する文書提出命令の申立をおこなう。川、立証拠

については上述の通りであるが、詳細は証言段階で補充する。

またよびいかなる系統の違法性 日付等の

才三 本件の審理を事件の重要性にふさわしいものにして

いくためにも、次の三点を要請する。

一、南東学院大学構内、とくに「要綱」掲示場所および河村

の現場検証。

研究室 本件の背景、問題点の現在まで未解決のまま

であることへの被控訴人の責任、知事後の学内状況等の把

握が必要である。

二、本件について学内のみならず広範な範囲で論じられた

文書等の総体的な検討、本件が戦後史に於いて

もつ位置の把握が必要である。才三とも関連する。

三、現在まで代理人弁護士に著任してはいるが、本件は

本件の重要性を認めているからこそ、まず本件に直接か

かかっている当事者らによる主張、展開によってしか提起

しえない領域のあることを予測し、審理がこの位相で開始

される過程で参加していく各件を相互に創出したことと望

んでいっている。この意味からも、また本人訴訟を基本本

とする民事訴訟の本来的趣旨からも、早急に実質審理を

開始していただきた。

コクヨ ケイ-10

交渉中の各弁護士